

議案第209号

静岡市女性会館条例の一部改正について

静岡市女性会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市女性会館条例の一部を改正する条例

静岡市女性会館条例（平成15年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「とりまく」を「取り巻く」に改める。

第3条ただし書中「特に必要があると認めるときは、前条第4号に掲げる事業（以下「第4号事業」という。）の実施に係る場合にあつては市長は、同条に掲げる事業のうち同号に掲げる事業以外の事業（以下「第1号等事業」という。）の実施に係る場合にあつては」を削り、「指定管理者」という。）」の次に「が特に必要があると認めるとき」を加え、「、これを」を「これを」に改める。

第4条ただし書中「特に必要があると認めるときは、第4号事業の実施に係る場合にあつては市長は、第1号等事業の実施に係る場合にあつては」を削り、「指定管理者」の次に「が特に必要があると認めるとき」を加え、「、これを」を「これを」に改める。

第17条中「（第4号事業に係る管理を除く。以下同じ。）」を削る。

第21条第1号中「第1号等事業」を「第2条に掲げる事業」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。